

# 国民健康保険証を更新します

現在交付されている保険証または資格確認書の有効期限は**7月31日(木)**までです。  
有効期限にご注意ください。



**医療機関・薬局**  
などを受診するときは

## マイナ保険証

保険証の利用登録がされたマイナンバーカード

または

**をご利用ください**

## 資格確認書

マイナンバーカードをお持ちでない方などに発行

### マイナ保険証

#### お持ちの方

「資格情報のお知らせ」を7月下旬に普通郵便で送付します。

- 「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証が利用できない場合に、マイナ保険証と一緒に医療機関等に提示することで受診することができます。
- 「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等の受診はできません。受診の際は必ずマイナ保険証をあわせてお持ちください。

#### お持ちでない方

「資格確認書」を7月下旬に簡易書留で送付します。

- 新しい資格確認書の有効期限は令和8年7月31日までです。
- 次の方は、令和8年7月31日より前に、資格確認書の有効期限を迎えます。

##### 年齢が70歳に到達する方

70歳になる月の末日まで

(誕生日が1日の人は、誕生月の前月の末日まで)

※負担割合が記載された資格確認書に変わります

##### 年齢が75歳に到達する方

75歳になる日の前日まで

(75歳になる日から後期高齢者医療に移ります)

(後期高齢者医療の資格確認書に変わります)

保険証の有効期限が  
令和7年  
7月31日までの方



令和7年7月31日まで

保険証を  
令和7年7月31日まで使用できます

令和7年8月1日から

「マイナ保険証」または  
「資格確認書」を使用し  
てください

すでにマイナ保険証・  
資格確認書をご利用の方



※保険証は発行されま  
せん

## 入院等で医療費が高額になる方へ

医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合は、後日申請により高額療養費として払い戻しされます。マイナ保険証（保険証の利用登録がされた個人番号カードのこと）を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されるため、限度額適用認定証等の事前申請は不要です。

資格確認書を利用している方は、受診時に「**限度額適用認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を医療機関に提示することにより、自己負担限度額までの窓口負担ですみます。あらかじめ申請して交付を受けてください。

**持ち物** 資格確認書、世帯主と認定証の発行を希望する方の個人番号の分かる書類、顔写真付きの身分証明書（写真なしの場合は2点）

※現在交付されている認定証の有効期限は7月31日（木）までです。8月以降も引き続き認定証が必要な方は**8月1日より申請**

を受け付けます。

※70歳から74歳の高齢世帯で、課税所得690万円以上および一般の方（課税所得が145万円未満で非課税世帯でない方）は申請の必要がありません。所得区分が分からない方は、戸籍保険課までお問い合わせください。

※国保税を滞納していると、認定証の交付を受けられません。

問合せ先

戸籍保険課 ☎95-111-16

### 70歳から74歳の高齢世帯に係る自己負担限度額

所得区分	外来 (個人単位)	自己負担限度額 (世帯単位)
課税所得 690万円以上	25万2,600円+(総医療費-84万2,000円)×1% 【4回目以降 14万100円】	
課税所得 380万円以上 690万円未満	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1% 【4回目以降 9万3,000円】	
課税所得 145万円以上 380万円未満	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1% 【4回目以降 4万4,400円】	
一般	1万8,000円 (年間上限 14万4,000円)	5万7,600円 【4回目以降 4万4,400円】
低所得Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ		1万5,000円

※ 課税所得 145万円以上の場合でも、世帯収入の合計金額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や総所得金額等から43万円を控除した金額の合計額が210万円以下の場合、一般となります。

※ 住民税非課税世帯のうち、各世帯員の所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる世帯は低所得Ⅰ、それ以外の非課税世帯は低所得Ⅱとなります。

### 70歳未満を含む世帯に係る自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
所得901万円超	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円)×1% 【4回目以降 14万100円】
所得600万円超 901万円以下	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円)×1% 【4回目以降 9万3,000円】
所得210万円超 600万円以下	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1% 【4回目以降 4万4,400円】
所得210万円以下	5万7,600円 【4回目以降 4万4,400円】
住民税非課税世帯	3万5,400円 【4回目以降 2万4,600円】

※ 所得区分は、総所得金額等から43万円を控除した金額になります。

※ 70歳未満、70歳から74歳どちらも【 】の金額は、過去12か月以内に4回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限が下がります。